

監査委員について

1 監査委員とは

1 執行機関

監査委員は執行機関のひとつ（地方自治法第 180 条の 5）

2 権限の特質

普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理を監査する。（地方自治法 199 条第 1 項）

独立性

公正不偏（地方自治法第 198 条の 3）

監査執行上の除斥（地方自治法第 199 条の 2）

3 他の行政委員会との相違点

(1) 独任制

(2) 代表者の不存在

(3) 規則制定権がない。（地方自治法第 138 条の 4 第 2 項）

2 選任と任期

1 選任（地方自治法第 196 条第 1 項）

区長が議会の同意を得て選任する。

2 資格要件（地方自治法第 196 条第 1 項）

(1) 識見を有する者

(2) 議員

3 欠格・禁止

(1) 欠格事由

ア 選挙権、被選挙権を有しない者（地方自治法第 201 条の規定による同法第 164 条の準用）

イ 区長又は副区長と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者（地方自治法第 198 条の 2）

ウ 区の常勤職員及び再任用短時間勤務職員であった者の就任制限（地方自治法第 196 条第 2 項、地方自治法施行令第 140 条の 3）

……識見を有する者から選任される監査委員のうち、1 人まで

(2) 兼職の禁止

ア 地方公共団体の常勤職員及び短時間勤務職員（地方自治法第 196 条第 3 項）

- イ 国会議員、検察官、警察官、収税官吏、公安委員会委員（地方自治法第201条の規定による同法第141条第1項及び第166条第1項の準用）
- (3) 兼業の禁止（地方自治法第180条の5第6項）……目黒区に対してその職務に関し請負をする者及び法人の取締役等
- (4) 任期（地方自治法第197条）
- ア 識見を有する者から選任される監査委員 4年
- イ 議員から選任される監査委員 議員の任期
- ウ 後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。
- (5) 代表監査委員
- ア 代表監査委員（地方自治法第199条の3第1項）
- 識見を有する者のうちから選任される監査委員のうちの1人を代表監査委員としなければならない。
- イ 職務
- (7) 監査委員に関する庶務の処理（地方自治法第199条の3第2項）
- (i) 地方自治法第242条の3第5項の訴訟（住民訴訟のうち、執行機関又は職員に損害賠償又は不当利得返還の請求を命ずる判決が確定した場合において、当該普通地方公共団体がその長に対し当該損害賠償又は不当利得返還の請求を目的とする訴訟を提起するときは、代表監査委員が当該普通地方公共団体を代表する。）に関する事務（地方自治法第199条の3第2項）
- (ii) 代表監査委員又は監査委員の処分又は裁決に係る地方公共団体を被告とする訴訟に関する事務（地方自治法第199条の3第3項）
- (i) 監査事務局長その他の職員の任免（地方自治法第200条第5項）

3 身分関係

1 身分

- (1) 特別職地方公務員（地方公務員法3条第3項第1号）
- (2) 常勤・非常勤（地方自治法第196条）
- ア 識見を有する者から選任される監査委員は、常勤とすることができる。
- イ 都道府県及び人口25万人以上の市……識見を有する者から選任される監査委員のうち1人以上は、常勤としなければならない。
- (3) 独任制……「委員会」ではなく「委員」が権限を行使する。
- (4) 罷免・退職・失職
- ア 罷免理由（地方自治法第197条の2）
- (7) 心身の故障のため、その職務の遂行に堪えないと認めるとき。
- (i) 職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるとき。
- イ 罷免手続（地方自治法第197条の2）

- (f) 罷免理由があるか否かを長が判断する。
- (g) 議会の同意を要する。(公聴会を開かなければならない。)
- ウ 退職(地方自治法第198条)
監査委員の自発的意思による退職には長の承認が必要である。
- エ 失職
 - (f) 主要公務員の解職の請求(地方自治法第86条) 選挙権を有する者の3分の1以上
 - (g) 請求に基づく主要公務員の失職(地方自治法第87条) 特別多数決(議会の議員の3分の2以上が出席し、その4分の3以上の同意)

4 職務執行

1 根本規律、留意事項

- (1) 独立性……罷免事由が特定され、その事由に該当し、かつ定められた手続による場合のほか、その意に反して罷免されることがない。(地方自治法第197条の2)
- (2) 利害関係の制限……兼業の禁止(地方自治法第180条の5第6項)、除斥(地方自治法第199条の2: 監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない。)
- (3) 公正不偏の態度……監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならない。(地方自治法第198条の3第1項)
- (4) 守秘義務……監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。(地方自治法第198条の3第2項)
- (5) 財務監査、行政監査に当たって特に意を用いなければならない事項(地方自治法第199条第3項)
 - ア 住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げようようにしているか。(地方自治法第2条第14項)
 - イ 組織及び運営の合理化に努めているか。(地方自治法第2条第15項)

2 合議制(地方自治法第199条第11項)

監査委員は、行政委員会と異なり、独任制の機関として構成されているが、監査の慎重な実施を期するとともに、監査の社会的信頼を確保するため、監査の結果に関する報告の決定又は意見の決定については、監査委員の合議によるものとされている。

「合議による」とは、監査委員全員の協議により、その意見を一致させることである。合議が調うよう最大限努力すべきであるが、合議が調わない場合は、監査結果の報告、意見の決定はできない。

3 監査結果の報告と公表(地方自治法第199条第9項)

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを議会、長、関係する委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

4 意見の提出（地方自治法第 199 条第 10 項）

監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、報告に添えて意見を提出することができる。

5 措置状況の公表（地方自治法第 199 条第 12 項）

長等が、監査結果の報告を受け、措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知する。この場合、監査委員は、通知に係る事項を公表しなければならない。

5 職務権限

1 職務権限の本質

普通地方公共団体の事務執行の正否・適否について監査し、住民や議会、執行機関に対して、正しい判断となるべき基礎を提供する。

2 監査の種類

(1) 一般監査

- ア 定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項）
- イ 行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）
- ウ 随時監査（地方自治法第 199 条第 5 項）
- エ 財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

(2) 特別監査

- ア 住民の直接請求に基づく事務監査（地方自治法第 75 条）
- イ 議会の請求に基づく監査（地方自治法第 98 条第 2 項）
- ウ 長の要求に基づく監査（地方自治法第 199 条第 7 項）
- エ 住民監査請求（地方自治法第 242 条）
- オ 職員の賠償責任に係る監査（地方自治法第 243 条の 2 第 3 項）

(3) その他

- ア 決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項）
- イ 例月出納検査及び指定金融機関の公金の収納等の監査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項及び第 2 項）
- ウ 基金運用状況審査（地方自治法第 241 条第 5 項）
- エ 健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項）

部の分掌事務

(監査事務局)

監査委員は、区長から独立した執行機関の一つで、4名の委員から構成されている。「委員会」ではなく、各委員は独立・対等の関係にあり、監査結果報告の決定などは、合議に基づいてなされる。

	決 定 事 案
監査委員	1 監査、検査及び審査の基本方針に関すること。 2 監査、検査及び審査の実施計画に関すること。 3 監査及び検査の結果についての報告若しくは通知及び公表に関すること。 4 審査意見の提出に関すること。 5 前各号のほか特に重要な事項に関すること。
代表監査委員	1 職員の任免その他人事に関すること。 2 事務局長の出張を命じ、職務に専念する義務を免除し、給与減額免除の承認をし、週休日の振替等を行い、休暇を承認し、欠勤・遅参・早退届を受理すること。 3 前各号のほか特に重要な庶務に関すること。

監査事務局

監査委員の事務を補助し、処理するため監査事務局が置かれている。

事務局に、事務局長、次長及び担当係長を置くこととされている（現在は、事務局長が次長を兼務している。担当係長は4名）。このほか、必要な職員を置くことができる（現在、再任用短時間勤務職員1名）。

監査事務局長 ―― 次長 ―― 監査担当係長（4） ―― その他の職員（1）

部の課題・重点施策

(監査事務局)

監査委員の職務権限	内 容
定期監査 (根拠法令： 地方自治法第 199 条 第 1 項、第 4 項)	前年度の区の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、最少の経費で最大の効果を挙げているかに留意し、予算の執行及び財産の管理等が関係法令等に則り適正かつ正確に処理されているか、当該事業が経済的かつ効率的に実施されているかを主眼として、毎年度定期的に監査している。 (1) 各部定期監査・全部局を対象に、以下の事項を踏まえて実施。 - ア 収入の確保が適正に行われているか。 - イ 予算が適正かつ効率的、効果的に執行されているか。 - ウ 契約の締結及び履行の確認が適正に行われているか。 - エ 事務事業の執行が計画的かつ合理的に行われているか。 - オ 財産の管理が適正に行われているか。 - カ 従前の指摘事項が是正されているか。 (2) 庁外施設監査・総合庁舎、学校等以外の区内施設を対象に実施。 (3) 区外施設監査・興津自然学園、八ヶ岳林間学園を対象に実施。 (4) 学校等監査・区立の小中学校、幼稚園、こども園を対象に実施。
決算審査 (地方自治法第 233 条 第 2 項)	前年度の区の各会計歳入歳出決算について、決算計数の適正性を確認するとともに、予算執行や資金の運用及び財産の管理が適正かつ効率的に行われているかを主眼として行う。なお、定期監査の結果を踏まえて意見を付す。
財政援助団体等監査 (地方自治法第 199 条 第 7 項)	区が補助金等の財政援助を与えている団体等(区が基本金等を出資している財団等及び公の施設の指定管理者を含む。)の事業や業務が、目的に沿って適正かつ効率的・効果的に執行されているか、所管部局の団体に対する指導・監督が適正に行われているかを主眼として行う。
健全化判断比率審査 (地方公共団体の財政の健全化 に関する法律第 3 条第 1 項)	前年度決算に基づく健全化判断比率が適正に算定されているか、算定の基礎となる資料が適正に作成されているかを主眼として行う。
住民監査請求への対応 (地方自治法第 242 条)	区の長、委員会、委員又は職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるときに、区民から監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって区の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことの請求がなされた場合に、当該事項について監査を行う。

